

第9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

第9-1 施設で養育が必要なこども数の見込み

- 施設で養育が必要なこども数の見込みについては（図表9-1）のとおりで、各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み（図表5-8）と里親等委託率（里親等委託が必要なこども数の見込み）（図表8-7）との差になります。
- 各施設においては、こどものニーズに的確に応えられるように、ケアの個別化や親子関係再構築に向けた支援などに加え、こどもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら、生活支援を行う専門的な養育に取り組む必要があります。
- また、児童相談所の援助指針（パーマネンシープランを含む。）を踏まえて作成した自立支援計画に基づく支援方針をこどもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら家庭復帰等へつなげられるよう、児童相談所など関係機関と連携した取組が必要です。
- なお、今後の支援として代替養育先を検討する際は、こどもの最善の利益を保障し、こどものウェルビーイングを高めることが重要であるため、保護者の意向のみならず、こどもの年齢や意向なども十分に考慮する必要があります。

（図表9-1）施設で養育が必要なこども数の見込み

（単位：人）	R5	R6見込	計画期間中の見込					
			R7	R8	R9	R10	R11	
乳児院・児童養護施設	270	271	264	256	250	240	232	
3歳未満	9	6	6	6	6	6	6	
3歳以上就学前	21	28	27	24	22	19	18	
学童期以降	240	237	231	226	222	215	208	
（参考）	児童心理治療施設	15	16	16	16	16	16	16
	児童自立支援施設	9	11	11	11	11	11	11
	福祉型障害児入所施設	54	55	55	55	55	55	55
	母子生活支援施設	31	31	33	35	37	37	37

（出典）大分県こども・家庭支援課で推計

第9-2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- 乳児院や児童養護施設は、これまで専門性を活かし、こどもを養育する重要な役割を担ってきましたが、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」

(平成30年7月6日付け子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知)において、施設での養育を必要とするこどもに対し、できる限り良好な家庭的環境の中で質の高い個別なケアを実現するとともに、親子関係再構築に向けた保護者等への支援や里親等を含む家庭への支援を行うことなど、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図り、更に専門性を高めることが求められています。

- ・ また、平成29年8月の「新しい社会的養育ビジョン」(新たな社会的養育の在り方に関する検討会、以下「ビジョン」という。)において、児童養護施設には、家族に対する拒否感が強い高年齢児や、虐待の影響や発達障がい等の2次障がいを背景とした複雑な行動上の課題や精神的・心理的問題により、チーム養育を必要とする学童期以降のこどもに対する養育体制の充実が求められています。そのような中、心理療法担当職員や自立支援担当職員などの専門職員の加配措置等による制度の充実が図られており、施設ケアに対しては今以上に大きな期待が寄せられています。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画では、「児童養護施設の地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケアの箇所数【小規模化かつ地域分散化】」、「児童養護施設等の本園型小規模グループケアの箇所数【小規模化】」を目標指標に設定しましたが、(図表9-2)のとおり、おおむね全ての項目でR6目標を達成する見込みです。

(図表9-2) 現行計画の達成見込

項目		R4	R5	R6見込(目標)		
児童養護施設の地域小規模児童養護施設または分園型小規模グループケアの箇所数【小規模かつ地域分散化】		12か所	13か所	12か所	(14か所)	未達成見込
児童養護施設等の本園型小規模グループケアの箇所数【小規模化】	児童養護施設	33か所	36か所	36か所	(36か所)	達成見込
	※大舎等	1か所	0か所 (小舎有)	0か所 (小舎有)	(0か所)	達成見込
	乳児院	2か所	2か所	3か所 (全ユニット化)	(4か所)	達成見込
	※大舎等	1か所	1か所	0か所	(0か所)	達成見込

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ

- ・ 要因としては、各施設をはじめ関係機関の協働・理解醸成によるものです。本県では、現行計画策定時に、家庭養育優先原則に基づき県児童養護施設協議会、県里親会及び県ファミリーホーム協議会などを代表する各委員との間で協議を積み重ねてきました。背景には、県社会的養育連絡協議会⁴⁵の場において、それぞれの職域や考えを主張するのではなく、代替養育を必要とするこどもの最善の利

⁴⁵ 県児童養護施設協議会、県里親会、県ファミリーホーム協議会等を会員とし、代替養育を必要とするこどもたちのため、会員相互の連携の強化と効果的な活動の推進を目的に、情報の共有や研修等を行う協議会。

益を第一に、それを実現していくために必要な取組や課題解決の方法等を共有するなどして、立場を超えた活動が図られてきたことによります。

- ・ 加えて、児童養護施設等は入所支援のみならず、長きに渡り、相談支援や地域支援などにより高い専門性を持つ人材が育成され、そのような人材を中核にして一時保護専用施設や児童家庭支援センターの設置など多機能化や機能転換を図ることができたことも要因の一つです。

2 地域の現状

- ・ 本県には、乳児院1か所、児童養護施設9か所、児童心理治療施設1か所、児童自立支援施設1か所（県立）、母子生活支援施設3か所（うち1か所市立）が、それぞれ設置運営されています。
- ・ 各施設は、児童福祉法第3条の2の規定に則り、引き続き「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された養育環境を確保することが重要です。

<小規模かつ地域分散化>

- ・ 児童養護施設では従前より、里親等による養育が困難なこどもの養育に際し、生活する施設の環境をより家庭的なものとするため、改修や改築に併せて計画的に生活単位の個別化や少人数化、地域への分散化を進めてきました。一方で、代替養育を要することも数の減少や職員の配置基準等の事情から、施設によっては、地域小規模児童養護施設の休廃止や小舎制⁴⁶による養育形態が継続しています。
- ・ 乳児院では、令和5年度に、日本財団の協力のもと、施設の老朽化対策に加え、多機能化・機能転換を目的とした新築工事を実施し、木質基調の館内は全体的に温かみのある雰囲気となりました。令和6年度より、定員見直し（20名から15名へ）のうえ小舎制から全居室をユニット化したことに加え、多機能化の一環として養子縁組に特化したフォスタリング業務の実施に向けた体制づくり等を進めています。
- ・ また、児童自立支援施設では、令和3年度に3寮全ての居室（相部屋）を個室化する改修工事を実施しました。
- ・ こどもヒアリングでは、地域小規模児童養護施設について、「普通の家庭みたいで良い」「あまり人と関わりたくない子には良いと思う」などの声があった一方で、「大人数の方が多くの子と関係性が築ける」「小さな施設や家の場合、人との関わりが少なくなりそう」など、小規模ならではの生活環境に不安を感じる声もありました。こどもの意向のみならず、年齢や状況に応じた適切な施設ケアを実施していくことが必要です。

<高機能化及び多機能化・機能転換>

- ・ 児童養護施設では、養育機能強化に向けて、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担

⁴⁶ 一つのグループの生活単位が、12名以下の形態をとっている寮舎の形態。20名以上を「大舎」、13～19名を「中舎」という。

当職員等の専門職の加配を進め、多機能化・機能強化を図ってきました。

- ・ 一方で、児童福祉分野における人材確保が昨今の共通課題であり、高機能化や多機能化・機能転換を計画しても、それに伴う必要な職員の配置基準を満たすことができない場合が少なくありません。
- ・ また、令和4年改正児童福祉法により家庭支援事業が制度化されましたが、実施主体となる市町村の事務手続きや予算などの財政事情に加え、受託先として児童養護施設を想定した場合、担当する職員の確保や専門性を持つ人材の育成なども喫緊の課題となっています。
- ・ 一時保護専用施設について、本県では、平成30年度から順次設置が進み、令和6年度には4か所目が運用を開始しました。これまで以上に、児童相談所の一時保護所のみが有する機能や専門性を必要時に十分発揮することができるとともに、こどもの年齢や特性等に応じて委託一時保護先の幅広い検討が可能になりました。加えて、例えば、原籍校への通学など、こどもが長年住み慣れた地域でこどもの最善の利益を考えた支援が可能になりました。
- ・ 児童家庭支援センターは、主に市町村などの関係機関と連携し、支援が必要な家庭への相談対応や支援対象児童等見守り強化事業などの受託先として重要な役割を果たしているとともに、本県の特徴でもある宿泊機能により子育て短期支援事業での活用も進んでいます。
- ・ 地域偏在の課題を抱えながら、県内3か所で児童家庭支援センターが運営されていましたが、令和3年度に、日本財団の協力のもと、社会的資源の乏しい県南地域と県西地域にそれぞれ1か所ずつ新設され、計5か所となりました。
- ・ 令和4年改正児童福祉法で新設された里親支援センターは、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援体制を構築する必要があり、現在その体制は中央児童相談所にあります。
- ・ 特定妊婦等への支援体制を更に強化し、児童虐待の発生予防につなげることを目的に、平成30年度から妊産婦等生活援助事業（旧産前・産後母子支援事業）を実施しています。当該事業では、緊急的に支援が必要となった特定妊婦等に対して、委託先である母子生活支援施設へ必要な期間（おおむね1か月間）の入所により、出産前後の食事や身の回りのお世話などの生活支援を行うなど産後の養育に向けた支援等を行っています。

<家庭支援事業>

- ・ 地域や家族の変化により、家庭の閉鎖性が高まり、児童虐待相談対応件数は増加の一途を辿る中、虐待予防や早期発見・早期対応といった観点からも市町村による家庭支援の体制強化が重要です。
- ・ 令和4年改正児童福祉法により、市町村事業として制度化された家庭支援事業に係る各種支援メニューは、親子を分離しない形でのケアの充実が図られるとともに、在宅のこどもに対しても支援を届けられる環境や仕組みづくりに寄与します。従前より、乳児院と全ての児童養護施設では、近隣市町村等による子育て短期支援事業を実施しているほか、一部の施設で養育支援訪問事業等も実施していますが、今後、地域により受けられるサービスの差が生じないよう、全ての市町村において家庭支援

事業を充実させていくことが重要です。

- ・ 現在、市町村では、同じく令和4年改正児童福祉法で制度化されたこども家庭センターの設置を進めており、今後、こども家庭センターを核とした家庭支援事業の実施等を進めて行く必要があります。

<施設計画の遂行>

- ・ 乳児院と全ての児童養護施設では、委託一時保護や里親レスパイトの積極的な受入れに加え、里親養育の地域拠点として里親支援専門相談員を配置するなど、現行計画策定時に併せて策定した施設計画に基づく取組を進めてきました。
- ・ そのような中、各施設において、令和11年度を終期とした小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた施設計画の見直しを行いました。
- ・ 当該計画では、「求人サイトを活用しており、効果を実感している」や「施設内ユニットを順次別棟に移行していく」、「空きユニットを一時保護専用居室や里親レスパイトで活用したい」など、人材確保に向けた求人募集の工夫や多機能化・機能転換の具体の展望が計画された一方で、「こどもの人口が減っており地域小規模児童養護施設の維持が難しい」や「虐待等の影響によりケアニーズの高いこどもが増えている」、「SNSで採用説明会などの行事等を発信しているが、採用まで繋がらない」など、施設を取り巻く厳しい現状も窺えます。
- ・ 施設計画の実現可能性を高めるため、県において、児童措置費制度や財源対策など施設運営に関して必要な情報提供はもとより、より有効な求人広告の手法や地域バランス等を考慮した多機能化・機能転換に向けた事業実施の提案など、各施設と二人三脚で取組を実施する必要があります。
- ・ こどもヒアリングでは、「今の生活に満足している」という声があった一方で、食事や外出、スマートフォンの所持などに関する生活ルールの改善を求める声があったほか、「意見を否定することや話を遮ることをやめてほしい」「こども会議での意見をもっと聴いてほしい」「自分の意見や話を親身に聴いてくれたうえで指導は納得できる」など、施設内におけるこども会議の運用やこどもの意見・意向を異にする意思決定を行う場合の理由説明等に関して、こどもアドボケイトなどを活用した更なる充実を図っていく必要があります。

(1) 資源の必要量等

- ・ 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数について、新築後間もない乳児院では見込まず、児童養護施設は15か所64名を資源の必要量等とします。
- ・ 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数について、乳児院は1か所6名を、児童養護施設は9か所103名を資源の必要量等とします。
- ・ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数について、乳児院は1か所を、児童養護施設は9か所を資源の必要量等とします。

- ・ 一時保護専用施設の整備施設数について、乳児院では見込まず、児童養護施設は5か所を資源の必要量等とします。
- ・ 児童家庭支援センターの設置施設数について、乳児院では見込まず、児童養護施設は5か所を資源の必要量等とします。
- ・ 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数について、里親支援専門相談員を配置しており、里親レスパイトを実施している施設として、乳児院は1か所を、児童養護施設は9か所を資源の必要量等とします。
- ・ 妊産婦等生活援助事業の実施施設数について、母子生活支援施設が実施中であるため、乳児院及び児童養護施設では見込みません。
- ・ 市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）については、次のとおり資源の必要量等とします。

子育て世帯訪問支援事業	乳児院1か所、児童養護施設5か所
児童育成支援拠点事業	乳児院1か所、児童養護施設5か所
親子関係形成支援事業	乳児院1か所、児童養護施設9か所
養育支援訪問事業	乳児院1か所、児童養護施設5か所
子育て短期支援事業	乳児院1か所、児童養護施設9か所
一時預かり事業	乳児院1か所、児童養護施設5か所

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数について、令和6年4月1日時点では、乳児院では該当がなく、児童養護施設は12か所59名です。
- ・ 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数について、令和5年度末時点（以下、同様）で乳児院は1か所5名、児童養護施設は9か所88名です。
- ・ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数について、乳児院は1か所で、児童養護施設は4か所です。
- ・ 一時保護専用施設の整備施設数について、乳児院では未整備で、児童養護施設は4か所（令和6年4月1日時点）です。
- ・ 児童家庭支援センターの設置施設数について、乳児院では未設置で、児童養護施設は5か所です。
- ・ 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数について、里親支援専門相談員を配置しており、里親レスパイトを実施している施設として、乳児院は1か所で、児童養護施設は9か所です。
- ・ 妊産婦等生活援助事業の実施施設数については、乳児院及び児童養護施設ともに未実施です。

- ・ 市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）については、次のとおりです。

養育支援訪問事業	乳児院1か所、児童養護施設1か所
子育て短期支援事業	乳児院1か所、児童養護施設9か所
一時預かり事業	乳児院未実施、児童養護施設1か所

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 乳児院及び児童養護施設ともに、資源の必要量等と現在の整備・取組状況等との差が整備すべき見込量等となります。

3 整備・取組方針等

<小規模かつ地域分散化>

- ・ 児童養護施設については、引き続き、生活単位の個別化や少人数化、地域への分散化を進め、家庭養育優先原則に基づく「できる限り良好な家庭的環境」の実現に向けた取組を推進します。

<高機能化及び多機能化・機能転換>

- ・ 児童養護施設には、専門的なケアニーズの高い高齢児など学童期以降のこどもの入所が見込まれるため、引き続き、本体施設や地域小規模児童養護施設等の安定した運営体制を強化します。具体的には、家庭支援専門相談員や心理療法担当職員などの専門職員の加配を進めるため、各施設で実施する求人募集等の効果を分析のうえ、より有効な広告媒体やイベントの実施方法などを検証するとともに、長く働きやすい勤務環境の整備について、県児童養護施設協議会等とも連携した好事例の横展開を図ります。
- ・ 児童養護施設における人材確保に向けて、県内の福祉系学部を有する大学や短期大学、専門学校等と連携した取組を検討します。特に、インターンシップについては、学生等の希望を踏まえたうえで、児童養護施設で働くことの意義や喜びを感じてもらうため、比較的長期にわたりこどもと関わることができ、保護者や関係機関との調整を行う社会福祉相談援助業務（ソーシャルワーク）を体験できる機会を提供するなど、実施方法を研究します。
- ・ なお、児童養護施設の定員数については、九州各県と比較して相対的に少ないことや、こども人口及び虐待相談対応件数の状況を鑑みても、積極的に見直しを進める必要性は低いと考えられます。近年では、虐待等により家庭復帰が困難なこどもが増加していることも踏まえ、計画期間中の各施設の暫定定員等を参考に、地域において代替養育の受け皿確保のため慎重な検討を進めます。あわせて、施設を退所するこどもが安心して地域で生活できるよう、市町村による家庭支援事業を活用した環境整備が重要です。
- ・ 乳児院については、入所こども数の減少が見込まれる中、里親支援や地域支援に係る多機能化・機能転換に向けた取組を推進します。具体的には、特別養子縁組里親フォスターリング業務や市町村によ

る児童育成支援拠点事業の実施など、令和6年度に完成した新たな施設・設備を最大限に活用した、地域住民に開かれた事業展開を目指します。

- ・ なお、乳児院の定員数については、計画期間中の入所こども数等の実績に基づき、更なる定員規模の見直しを検討します。
- ・ 児童心理治療施設及び児童自立支援施設については、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応などその性質や実態等に鑑み、今後国から施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性が示される予定であり、本県においては、当該方向性を踏まえ地域の実情に応じた多機能化・高機能化の在り方等を検討します。
- ・ 母子生活支援施設については、従来から母子を分離せず入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念のもとに、令和4年改正児童福祉法により妊産婦等生活援助事業が制度化されたことを踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう、改めて市町村（母子保健担当）や要保護児童対策地域協議会等の場において周知します。
- ・ 児童虐待に適切に対応しながらも、こどもや家庭の状況にあわせた一時保護が実施できるよう、児童養護施設等の多機能化・機能転換の一環として、引き続き、空きユニット等を活用した一時保護専用施設の設置を進めていくとともに、児童相談所をはじめとした関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 地域偏在を更に解消し、各地域で市町村による家庭支援事業が実施できるよう、児童家庭支援センターの適正な設置のあり方について検討を進めます。
- ・ 里親等委託の推進のため、里親支援センターや児童相談所と協働して家庭養育の推進に取り組むことができる里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施を検討します。なお、大分市以外の地域はフォスタリング機関として中央児童相談所が担うこととなりますが、例えば、中央児童相談所から地理的な移動距離等の制約がある地域などを管轄する民間フォスタリング機関による里親等委託推進事業の実施可能性を検討します。
- ・ 多胎世帯の子育て短期支援事業や里親レスパイトを積極的に実施するほか、特別養子縁組を希望する家庭や妊産婦等への支援を強化するため、乳児院による妊産婦等生活援助事業の実施を検討します。

<家庭支援事業>

- ・ 各施設が児童相談所と連携のうえ、こどもの最善の利益を第一に考慮したパーマネンシープランに基づくケースマネジメントを行う際には、市町村が家庭支援事業を積極的に実施し、地域において充実した在宅支援サービスが受けられる環境整備が必要です。代替養育に関する専門性を有した乳児院や児童養護施設は、市町村が実施する家庭支援事業の重要な担い手であると考えられます。県においては、市町村が家庭支援事業を実施する上での課題整理や財源対策などの支援を検討するとともに、地域バランス等を考慮した上で、高機能化及び多機能化・機能転換の一環として、乳児院や児童養護施設が家庭支援事業を受託し、その専門性を発揮できるよう、市町村との協議の場を設けるなど取組を進めます。

4 評価のための指標

項目 (乳:乳児院) (児:児童養護施設)		現在の整備・取組 状況等【基準値】		資源の必要量 等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化した 施設数、入所児童数	乳	施設数 (か所)	0 (0)※	0 (0)※	0 (0)※	-				
		入所児童 数(人)	0	0	0	-				
	児	施設数 (か所)	13 (0)※	12 (0)※	16 (0)※	4				
		入所児童 数(人)	59	59	64	5				
養育機能強化のための専門 職(家庭支援専門相談員、 心理療法担当職員、自立支 援担当職員等)の加配施設 数、加配職員数	乳	加配施設 数(か所)	1	1	1	-				
		加配職員 数(人)	5	5	6	1				
	児	加配施設 数(か所)	9	9	9	-				
		加配職員 数(人)	88	91	103	12				
養育機能強化のための事業 (親子支援事業、家族療法 事業等)の実施施設数	乳	施設数 (か所)	1	1	1	-				
	児	施設数 (か所)	4	5	9	4				
一時保護専用施設の整備 施設数	乳	施設数 (か所)	0	0	0	-				
	児	施設数 (か所)	3	4	5	1				
児童家庭支援センターの設 置施設数	乳	施設数 (か所)	0	0	0	-				
	児	施設数 (か所)	5	5	5	-				
里親支援センター、里親養 育包括支援(フォスタリング) 事業※の実施施設数	乳	施設数 (か所)	1	1	1	-				
	児	施設数 (か所)	9	9	9	-				
妊産婦等生活援助事業の 実施施設数	乳	施設数 (か所)	0	0	0	-				
	児	施設数 (か所)	0	0	0	-				

項目 (乳:乳児院) (児:児童養護施設)		現在の整備・取組 状況等【基準値】		資源の必要量 等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
		R5	R6見込		R7	R8	R9	R10	R11	
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数 (子育て世帯訪問支援事業)	乳	施設数 (か所)	—	1	1	—				
	児	施設数 (か所)	—	1	5	4				
" (児童育成支援拠点事業)	乳	施設数 (か所)	—	1	1	—				
	児	施設数 (か所)	—	0	5	5				
" (親子関係形成支援事業)	乳	施設数 (か所)	—	0	1	1				
	児	施設数 (か所)	—	1	9	8				
" (養育支援訪問事業)	乳	施設数 (か所)	1	1	1	—				
	児	施設数 (か所)	1	1	5	4				
" (子育て短期支援事業)	乳	施設数 (か所)	1	1	1	—				
	児	施設数 (か所)	9	9	9	—				
" (一時預かり事業)	乳	施設数 (か所)	0	0	1	1				
	児	施設数 (か所)	1	1	5	4				

※各項目、年度末時点